教育職員免許法(抜粋)

第1章 総則

第1条~第2条(略)

(免許)

- 第3条 教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)及 び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養 護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を 有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。
- 3 特別支援学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭,養護教諭,養護助教諭,栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。)については,第一項の規程にかかわらず,特別支援学校の教員の免許状のほか,特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭,養護教諭,養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第1項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 中等教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭,養護教諭,養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第1項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

6 (略)

第3条の2 (略)

第2章 免許状

(種類)

第4条 免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状とする。

 $2 \sim 4$ (略)

- 5 中学校及び高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、次に掲げる各教科について授与するものとする。
 - 一 中学校の教員にあつては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業(職業指導及び職業実習(農業、工業、商業、水産及び商船のうちいずれか一以上の実習とする。以下同じ。)を含む。)、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)及び宗教
 - 二 高等学校の教員にあつては、国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)及び宗教

6 (略)

- 第4条の2 特別支援学校の教員の普通免許状及び臨時免許状は、一又は二以上の特別支援教育領域について授与するものとする。
- 2 特別支援学校において専ら自立教科等の教授を担任する教員の普通免許状及び臨時免許状は、前条第2項の規定にかかわらず、文部科学省令で定めるところにより、障害の種類に応じて文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。
- 3 特別支援学校教諭の特別免許状は、前項の文部科学省令で定める自立教科等について授与するものとする。

(授与)

- 第5条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。
 - 一 18歳未満の者
 - 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。) ただし, 文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を 除く。
 - 三 成年被後見人又は被保佐人
 - 四 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 五 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

- 六 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を 経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日 [昭和22年5月3日] 以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府 を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

略

(免許状の授与の手続等)

- 第5条の2 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申 し出るものとする。
- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たつては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の 第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況 又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領 域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている 特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)に関して特別支援教育科目を 修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た 場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部 科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

第6条~第23条 (略)

第一	欄	第 二 欄	第三欄	
所 要 資 格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする 最低単位数	
			教科及び教職に関する科 目	特別支援教 育に関する 科目
	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
幼稚園教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
少 作图 祝 帆	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
小学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
小子仪	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
1 7 12 43 1113	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
同等子仪教副	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
茶四十香杂花	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校,中学校, 高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有す ること。		50
特別支援学校教 諭	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校,中学校, 高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有す ること。		26
	二種免許状	小学校,中学校,高等学校又は幼稚園の教諭の 普通免許状を有すること。		16

備考

- 1 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める(別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。)。
- 1の2 (略)
- 2 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第3項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第6号及び第7号において同じ)の専攻科若しくは文部科学大臣するこれに相当する課程に一年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする。(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)
- 2の2 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。(別表第二の場合においても同様とする。)
- 2の3 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。(別表第二の二の場合においても同様とする。)
- 3 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学 大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 4 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状 又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要 なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において 修得していることを要するものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)。
- 5 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)。

- イ 文部科学大臣が第16条の3第4項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの
- 6 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目(教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。)又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。
- 7 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする(別表第二の二の場合においても同様とする。)。
- 8 一種免許状(高等学校教諭の一種免許状を除く。)に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の 課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場 合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数を差し引いた単位 数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第一(第5条関係)

<u> </u>							
第	, 欄	第二欄	第三欄				
所 要 資 格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学又は文部科学大臣の指 定する養護教諭養成機関に おいて修得することを必要 とする養護及び教職に関す る科目の最低単位数				
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	80				
		イ 学士の学位を有すること。	56				
	一種免許状	口 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の 免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半 年以上在学すること。 ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の 免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1 年以上在学すること。	12 22				
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。 ロ 保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を	42				
		受けていること。 ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。					

備考

- 1 第二欄の「短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。)若しくは同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有すること若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 2 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関する科目の単位数のうち、その単位数から一種免許 状のイの項に定める当該科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学(短期大学

を除く。) の専攻科の課程において修得するものとする。

- 3 この表の一種免許状の口の項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。
- 4 一種免許状に係る第三欄に定める単位数(イの項に定めるものに限る。)は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数から二種免許状のイの項に定める各単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

別表第二の二(第5条関係)

第	5 一 欄	第二欄	第三欄
`	所要資格 状の種類	基 礎 資 格	大学において修得すること を必要とする栄養に係る教 育及び教職に関する科目の 最低単位数
栄養教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。	46
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。	22
		短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第2条第1項の規 定により栄養士の免許を受けていること。	14

備考

- 1 第二欄の「学士の学位を有すること」には、学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位(専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。)を有する場合又は文部科学大臣が学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 2 第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。